

策定年度	平成16年度
変更年度	平成19年度

## 新城市水田農業ビジョン

平成19年4月

新城市地域水田農業推進協議会

## 地域水田農業の改革の基本的な方向

### 第1 地域農業(水田農業)の特性

新城市は、愛知県東部に位置し、平坦部から標高500メートル超の中山間地域からなり、平成17年10月に旧新城市(以下「新城地域」という。)鳳来町(以下「鳳来地域」という。)作手村(以下「作手地域」という。)の新設合併により新しく新城市として誕生した。

地域農業の特性として、市の耕地面積は3,190ha、うち、水田は1,843haを占める。1戸当たりの耕地面積が狭くほ場整備率は市全体の38%程度である。

1戸当たりの耕地面積は作手地域では170aと若干広いものの、新城地域35a、鳳来地域では20a程度と狭いことから、米を主体とする専業農家は少ない。

地域農業については、地理的な条件のほか、従来市町村の方針もあり、地域差がある。

新城地域では、全耕地面積の53%が水田であり、1戸当たりの耕地面積が35a程度と狭いこと、ほ場区画も狭いことなどから、水田における転作作物による作付は少なく、自己保全管理などの不作付地の割合、実績算入の割合が高い。

また、兼業農家の割合が高く、農業従事者の高齢化も進んできており、農地の集積も進まないことから耕作放棄地が目立つようになってきている。

作手地域では全耕地面積の85%が水田であり、1戸辺りの耕地面積が170aと他地区に比べて若干広い。米専業農家が296戸あり、積極的に土地集積を進めている。一方、多くの農家の米作は飯米程度で、中間地の特性を生かした野菜(夏秋トマト、じねんじょ等)果樹(柿、ぶどうなど)花き(鉢花類)を組み合わせた複合経営に取り組んでいる。また、酪農、肉牛生産も盛んでありコントラクターによる水田転作による飼料作物の栽培も行われるなど、水田の利用がなされている。

鳳来地域では、一部を除けば農地の多くが傾斜地にあり、経営規模が小さい農家が占める。水田も山間狭小水田が大半を占める。農地の資産的保有傾向が強く、農地の流動化も進んでいない。

このため、米作は飯米程度の栽培で、地形・気候等の条件にあわせた、夏秋ナス、うめ、小菊、シキミ等の栽培や肉牛の生産・肥育が行われている。近年では、猿・猪・鹿などの有害鳥獣による被害が大きく耕作意欲の減退も見受けられる。

### 第2 農業生産基盤整備状況

各地域の農業生産基盤整備の状況については以下のとおりである。

#### 1 新城地域

中部地区は、ほ場整備が未実施であり、内井道南、内井道北などでは水稲が作付けされているが、近年では休耕地も多く見受けられるようになってきた。

西部地区では、平成12年に県営ほ場整備事業新城期が終わり、ほ場の区画の整理が終了した。杉山集落では地区を3分割したブロックローテーションを組み、レンゲ等の集団転作が行われている。

北部地区では、平成14年に県営ほ場整備事業新城期が終了した。一部の集落では、農家が利用権設定により規模拡大を進めている。

東部地区では、ほ場整備が未実施などところが多く一枚当たりのほ場区画も小さい。近年では休耕地が多く見受けられるようになってきた。また、同地区では以前から柿が多く栽培されており柿園への転換が進んだ。

南部地区は市内でも有数の水田地帯で、営農組合等により組織的な生産が行われている集落もある。平成15年には富岡で県営ほ場整備事業(担い手育成型)が終了した。担い手農家3名へ農地の

集積を進め、水稲・麦・飼料作物を組み合わせた営農体系を確立している。

## 2 作手地域

本地域の中でも北・中部地区は比較的平坦な農業地帯で、夏季冷涼な気候を活かした施設野菜(夏秋トマト)や花きなど、商品性の高い園芸作物の導入により産地づくりの推進を図っている。また、これら施設園芸については産地化を図るため、新規就農者の受け入れも積極的に行っている。

南部地区は、ほ場整備の遅れた谷間の地区であり、杉・桧や果樹などの植栽や、自己保全管理等の不作付地が多いが、伝統あるお茶の生産が盛んな地区で水田も活用されている。

## 3 鳳来地域

東部地区(七郷、三輪、大野、乗本、長篠)の農地は一部を除き急傾斜地が多いが、これを利用した梅の栽培が定着しており、川合、名越、巢山、七郷一色、長篠では、ほ場整備が実施されている。

南部地区(山吉田)は農地の集団化がなされた農業地帯であり、土地は比較的平坦で水田が多く、水稲の産地であるとともに、残された傾斜地を利用したシキミの栽培も盛んである。また、ほ場整備も実施されており、機械化が進められた農業先進地である。

西部地区(鳳来寺)は水源が豊富で農地も多いことから、水稲・サトイモの産地である。ほ場整備も実施され、集団化も可能で近年黒大豆栽培への取り組みも拡大しつつある。

北部地区(海老)は急傾斜地が多く農地も狭小のため集团的要素は薄いですが、急傾斜地を利用した果樹(梅、栗)の主要産地である。また、棚田(千枚田)があるのもこの地区である。

販売体制については、新城地域ではJAグリーンセンターやJA緑の館、作手地域ではつくで手作り村山家市とJA勇氣野菜館、鳳来地域ではJAこんたく長篠等が整備されており、共に販売実績は向上していることから、露地野菜等については販売ルートが確立され、所得向上が図られていると考えられる。

## 作物振興及び水田利用の将来方向

新城市では、水稲、露地野菜（さといも、夏秋なす、はくさい）、施設野菜（夏秋トマト、いちご）、果樹（柿、梅、ブドウ）、花き（鉢花、小ギク）、茶、畜産（酪農、肉牛、食鶏、卵鶏）と幅広く生産されている。このうち、お茶は愛知県下で最大の栽培面積をもつものの、その多くは畑地での栽培である。

### 「水稲」

水稲は、現在約10種類程作付けがなされており、その中でも「あさひの夢」「あいちのかおり」「コシヒカリ」「ミネアサヒ」の4品種で全体の約80%を占める。

新城市では雨が多いなどの気象条件から、小麦、大豆などの品質が県下の他地区より劣る傾向にあり、米専業農家においては現在のところ適当な補完作物がないため、収入における米の比重はかなり高い。

今回の米政策改革大綱を踏まえ、今後は産地間競争に勝てる・売れる米づくりに取り組んでいく必要がある。

そのためには、まず品種の統一と品質の向上が求められる。奨励していく品種としては、新城、鳳来地区は愛知県の奨励品種である「コシヒカリ」「あいちのかおりSBL」、作手地区は「ミネアサヒ」とし、作付けする品種もそちらへ移行していく。

さらに品質の向上のため病害虫の適宜防除、予防に努め、一等米比率の向上を目指していく。

### 「小麦」

小麦は、当地域においてはあまり向かないと判断される。しかし、稲作専業農家においては、農業用機械の共用が可能であること、品目横断的経営安定対策への取り組みなど、経費削減の面から一概に不利とは言えない。

このため、稲作専業農家の補完作物として推進していく。

### 「飼料作物」

管内では畜産業が盛んである。飼料については海外からの購入の他に、米専業農家が畜産農家と契約し、転作として飼料作物を栽培したり、畜産農家が直接土地を集積して栽培したりしている。

遊休農地の解消の面からも飼料作物の栽培を推進し、土地の集積を図っていく。

また、鳳来地域では耕畜連携事業として、遊休農地に和牛を放牧する取り組みも行われている。

### 「さといも（八名丸）」

さといもは新城地区を始めとして、広く栽培されている。しかし、日常的な栽培管理はあまり必要としないものの、定植と収穫が重労働であることから、1戸当たりの栽培面積は小さく、栽培面積は減少傾向が続いている。

現在、市、愛知東農業協同組合、県農林水産事務所が連携し、産地の再編成・活性化に取り組んでいる。

### 「トマト・なす・いちご・いちじく」

トマトとなすは昭和40年代から地域転作物として栽培されており、市場出荷が行われている。

労力の割に、単位面積当たり収入が高いことから高齢者・女性にも取り組める作物として、今後も推進していく。

いちご、いちじくは最近導入されたものである。なす以上に、単位面積当たりの収入が高いことから、当地域の奨励作物として推進していく。

## 「小菊」

小菊は、単位面積当たりの収入が高いこと、鳥獣被害の少ない作目であることから、稲作栽培不利地域の兼業農家向けに推進している。今後も土地条件が悪く、担い手への集積や団地化が困難な地域への推進を図る。

## 「地力増進作物」「景観形成作物」

農地保全の一手段として推進するほか、担い手への集積や団地化を推進するための手段として今後も推進していく。

### 第1 新城地域

水稻については、現在約10種類程作付けがなされており、中でもあさひの夢・あいちのかおり・コシヒカリ・ミネアサヒの4品種で全体の約80%を占める。

今回の米政策改革大綱を踏まえ、今後は産地間競争に勝てるような売れる米づくりに取り組んでいく必要がある。そのためには、まず品種の統一と品質の向上が求められる。奨励していく品種としては、愛知県の奨励品種であるコシヒカリ・あいちのかおりSBLとし、作付けする品種もそちらへ移行していく。さらに品質の向上のため病害虫の適宜防除、予防に努め、一等米比率の向上を目指していく。

また、一方では作業の効率化を図り、担い手農家へ農地の利用集積、農作業受託を進める。直播栽培なども取り入れ、作業の効率化を図るとともに担い手農家の規模拡大を図る。

さらに今後は、減農薬栽培を検討するとともに、生産履歴の記帳についても取り組んでいく。

水稻以外の作物については、担い手農家は小麦や飼料作物を作付け、一般農家は、共販体制が整っている里芋・ナス・イチジク・小菊の作付けを奨励していく。また、施設栽培としてのいちごを奨励していく。

ところで新城地域においては、担い手農家に利用集積を進める一方で農地の荒廃を防ぐことも必要である。そのためには、担い手農家がない地区や一枚あたりのほ場の規模状況により利用集積が進まない地区では、水田の荒廃防止のため、景観形成作物や緑肥などを作付し水田としての機能を維持していく。

平成15年度から鳳来地域において遊休農地解消対策、鳥獣害対策として和牛を水田で放牧する事業を実施してきた。平成18年度までに新城地域や作手地域でも同様に行なわれ、一定の実績をあげてきた。今後もその事例を参考にしながら新城市内の他の地区でも検討を行い、有効な水田活用策として位置付けていく。

また、一方では加工用米での生産調整を前提とした水稻作付けすることも推進していく。

その他耕作に不向きな水田については、果樹などの畑地化を検討していく。

この地域において担い手農家が面積拡大を図るのに足かせとなるのが、畦畔の管理方法である。畦畔の管理は、地主が行うことを基本とし、地主が管理できない場合には、集落による共同取り組みによるほか、シルバー人材センターなどの第三者に作業を委託し、適切に管理していく。

### 第2 作手地域

現在、消費者は、価格は高くてもこだわりや安全・安心な商品を求める層と、安価な商品を求める層とに2極化しているが、今後食品の安全・安心に対する関心は益々高まることが予想されるこ

と、また本地域の水田農業規模からして、大量生産による低コスト化を図ることは困難であると考えられることから、本地域としては、地域特性を活かしたこだわりのある安全・安心な作物生産・商品提供を図るよう推進し、より価値観の高い商品を適正価格で販売できるような作物生産を目指すとともに、作業効率の向上や農薬の適正使用を図るため、作物ごとの団地化を重点的に推進する。

また、地域内においても北部・中部・南部地区では、それぞれ地域特性に違いが見られる。このため、比較的平坦な地区においては、水稻を主体として大豆・そば・飼料作物・施設園芸による土地利用型農業を展開し、立地条件等により土地利用型作物の普及が困難な地区においては、露地野菜及び花き、山菜類や景観形成作物等の作付けを推進する。

### 第3 鳳来地域

水稻については、現在あいちのかおり、あさひの夢、ミネアサヒの3種類を主に作付けているが、1人当たりの平均耕作面積は約20aと狭小多数であり、飯米農家が主力である。

今回の米政策改革大綱を踏まえると、今後は「品質、食味、価格」の面と「安全安心、健康」の面も重視していく必要がある。そのためには、まず品種の統一と品質の向上が求められる。販売していく品種としては平坦部については、コシヒカリ・あいちのかおりに、山間部については、ミネアサヒを基幹品種とし、さらに品質の向上のため、病害虫の防除、予防に努め、一等米比率の向上を目指していく。

また、作業の効率化を図り、担い手農家へ利用集積、農作業受委託を進める。

水稻以外の作物については、畜産農家が多い本地域であるため、担い手農家は飼料作物を作付け、一般農家は共販体制が整っている里芋、ナス、小菊を作付けしていく。

本地域においては、担い手農家に利用集積を進める一方、農地の荒廃を防ぐ事も必要である。そのためには、担い手農家がない地区や、1枚あたりのほ場規模状況により利用集積が進まない地区では、水田の荒廃防止のため、景観形成作物などを作付し水田としての機能を維持することも必要である。

こうした状況の中で水田における土地利用型農業を活性化させるため、実需者のニーズに対応して大豆等の品質向上を目指し、生産・品質管理システムの整備を図りながら産地体制を強化する。

また、ブロックローテーション等を推進するにあたり、その他の土地利用型作物や大豆と労力補完の可能な里芋、収益性の高い夏秋ナスを栽培するとともに畜産農家との連携による飼料作物の供給など、安定した水田農業経営の確立を図る。

なお不作付水田等には野菜等を植え付けて地域生産力の向上、景観形成作物作付けによる休耕田の有効利用を図る。

また、水田放牧を実施して重点作物、景観形成作物、特例作物を作付することにより、効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防止する。

## 担い手の明確化と育成の将来方向

現在、認定農業者及び一定規模以上の水田経営を行っている農家（認定要件は後術）を市の担い手として位置づけている。担い手として位置づけた農業者のうち、認定農業者になっていない者は、今後、認定農業者への移行をすすめ、各種メリットが受けられるようにする。

新城市は高齢化が進んでいるにもかかわらず、土地の資産的価値を重視するあまり、一部の地域を除けば土地の流動化が進んでいない。担い手への農地の集積は、切実な問題である。

このため、昨年度まで作手地域で実施されてきた(財)農林業公社つくで（現在、(財)農林業公社しんしろ）による幹旋等を地域全体に広め、農地の流動化を促し、担い手への農地の集積を進める。

担い手育成の将来方向としては、旧市町村の地理的条件や推進経緯から市一律の推進は難しい。

このため、各地域の地理的条件等に応じて、下記のとおり進めていく。

### 第1 新城地域

水田農業ビジョンにおける担い手農家の考え方としては、認定農業者と一定規模以上の水田経営を行っている農家(選定要件は後述)を市の担い手農家として水田農業ビジョンに位置付けている。

担い手農家には、作業効率が図れるよう西部地区、北部地区、南部地区などの地区単位で条件のよい水田を優先的、計画的に水田の利用集積を進める。

水田農業ビジョンに位置付けた担い手農家で、認定農業者ではないものについては今後認定農業者への移行を進め、担い手経営安定対策などの各種メリットが受けられるようにする。さらに、担い手農家が取り組む小麦・飼料作物などの作付けは、水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)で支援していく。また、米の生産目標数量は配分の面において担い手農家へは上乘せして米生産数量の配分を行っていく。

担い手農家への今後の推進については、次世代を担う青年農業者、Uターンしてきた青年や他業種からの新規参入者などに技術の取得、助成や情報提供を行い、円滑な就業と経営の確立を支援していき、将来的に地域の担い手農家になれるように育成していく。

また、定年就農者の意欲のあるものに対しても働きかけ、地域の担い手農家を補完できるような農家として育成していく。

担い手農家がない集落については、集落内で合意形成を図り、機械の共同購入、利用、作業受委託ができるような生産組織の構築を検討していく。または、農協の受託営農部会への作業委託や他の地区の担い手農家へ利用権設定することも検討する。

### 第2 作手地域

本地域においては、平成8年度の(財)農林業公社つくで（現在、農林業公社しんしろ）の設立以降、農地の利用権設定率は年々伸びており、現在では全国平均、県平均を上回っていることから、本地域の水田農業は利用権設定により経営規模の拡大が図られていることが分かる。このことは、担い手の経営基盤を安定させ、産地間競争に勝ち残ることのできる足腰の強い経営体を育成するという観点から、実に望ましい姿であると言える。しかしながら、作業効率を上げる上で必要な面的集約がなされていないことが課題であるとともに、本地域の農業を担う販売農家の農業就業人口は、65歳以上の割合が55.9%（2000年センサス）と極めて高く、このままでは農業への意欲は衰退し、担い手の減少、農地の荒廃などが進み、住環境や集落機能の維持も困難になることが予

想される。このような状況に対処し、本地域の農地・農業を守り、これから発展させていくためには、まずは農業で生活している大規模土地利用型農家を本地域農業の担い手として育てていく必要があることから、農林業公社を始めとして、地域の関係者が一体となって水田の効率的な利用調整を進め、担い手に対し優良な農地、あるいは作業が集積されるよう誘導していく。

しかし、大規模農家に農地を集積するにも限度はあり、条件不利地が多い本地域では、個々の担い手だけでは農地は守ることはできず、地域農業の振興は図れないことから、「集落の農地は集落で守り育てる」という集落営農の確立を地域の重点施策として取り組み、大規模農家とともに担い手として位置付けることとする。

### 第3 鳳来地域

担い手農家として誰を位置付けるのかは、今後集落段階の話し合いにもよるが、現在の考え方として認定農業者とまた一定規模以上の水田経営を行なっている農家（選定要件後述）を本地域の担い手農家として選定し、水田農業ビジョンに位置付ける。

作業の効率化を図ることができるように西部地区、北部地区、南部地区などの地区単位で条件のよい水田を優先的、計画的に担い手農家へと土地利用集積を進める。

ビジョンに位置付ける担い手農家が認定農業者でない者については、今後認定農業者への移行を進め、品目横断的経営安定対策などの各種メリットが受けられるようにする。さらに、担い手農家が市推進作物を作付ける場合は、米政策改革推進対策（産地づくり対策）において重点的に支援する。

担い手農家がないところについては、集落内で合意形成を図り、機械の共同購入、利用、作業受託などの生産組織の構築への取組を検討していく。また、農協の受託営農部会への作業受託や他の地区の担い手農家へ受託する方向も検討する。



具体的な目標

第1 作物作付け及びその販売の目標

1 作付計画

(単位 ha )

作物名	品種名	現在 (平成18年度)	平成20年度	平成22年度
水 稲	コシヒカリ	22.1	75.0	100.0
	あいちのかおり SBL	225.2	306.0	346.0
	あさひの夢	161.5	140.0	100.0
	ミネアサヒ	339.2	379.0	369.0
	そ の 他	92.4	147.3	132.3
	(加工用米)	30.7	19.7	14.8
	計	871.1	1,067.0	1,062.1
小 麦	農 林 6 1 号	10.0	10.0	10.0
飼料作物	ソ ル ガ ム	40.8	45.8	49.8
	イタリアンライグラス	23.1	25.5	27.8
	稲発酵粗飼料用稲	7.0	9.0	12.0
	そ の 他	5.0	5.0	5.0
	計	75.9	85.3	104.6
里 芋	八 名 丸	11.1	26.6	29.6
ナ ス		4.4	6.0	6.5
イチジク		2.0	3.3	3.8
イチゴ		5.8	7.4	7.6
小 菊		0.8	0.9	1.2
大 豆		2.6	2.8	3.0
そ ば		7.0	7.0	7.0
いちご		3.8	3.8	3.8
じねんじょ		2.5	2.5	2.5
地力増進作物		40.0	40.0	55.0

景観形成作物		10.0	10.0	15.0
自己保全管理		45.4	45.4	45.4

(注) 1. 加工用米は、水稲作付け計画面積の内数

2. 加工用米は、1俵あたり123㎡で計算

2 販売計画

(単位 t、本)

作物名	品 種 名	現 在 (平成18年度)	平成20年度	平成22年度
水 稲	コシヒカリ	99.8	360.0	480.0
	あいちのかおりSBL	1,030.3	1,158.0	1,350.0
	あさひの夢	712.1	672.0	480.0
	ミネアサヒ	639.1	699.0	651.0
	そ の 他	349.5	336.0	264.0
	(加工用米)	147.4	94.6	71.0
	計	2,978.2	3,319.6	3,296.0
小 麦	農 林 6 1 号	18.0	18.0	18.0
飼料作物	ソ ル ガ ム	1,091.5	1,190.5	1259.5
	イタリアンライグラス	456.0	496.0	536.0
	稲発酵粗飼料用稲	95.0	120.0	165.0
	そ の 他	100.0	100.0	100.0
	計	1,742.5	1,906.5	2060.5
里 芋	八 名 丸	288.3	340.3	379.3
ナ ス		263.5	508.5	568.5
イチジク		34.0	52.8	60.8
いちご		250.0	255.3	262.2
小 菊		164,000.0	255,000.0	345,000.0
大 豆		5.6	5.9	6.2
そ ば		4.2	4.2	4.2
ト マ ト		300	300.0	300.0

じねんじょ		6.0	6.0	6.0
-------	--	-----	-----	-----

(注) 加工用米は、水稲販売計画トン数の内数

## 第2 作物ごとの取り組み計画

### 1 水稲(全地域)

水稲は飯米及び縁故米として利用されている割合が高く、農協へ出荷の割合は20%程度である。栽培品種は、平成15年現在10種類程度作付けされているが、産地化していくにはロットを確保していく必要があるため作付品種の統一を進めていく。作付する品種は、消費者や実需者の評価を踏まえ、基幹銘柄品種を新城、鳳来地区では「コシヒカリ」「あいちのかおり SBL」、作手地区では「ミネアサヒ」とする。

さらに今後は、販売面で有利であるコシヒカリへの作付誘導を図る。新城市においてはあさひの夢が一番多く作付けされているが、水管理、作業性の観点から現在の作付け体系の中で確立されているおり、これらの補完品種として位置付けていく。

また、新城地域の米づくりについては収量を取ることに重きが置かれているために施肥量が多くなり、食味を落とす要因の一つとなっている。今後売れる米づくりに取り組んでいくためにも、下記の指導方針を集落説明会、稲作指導会を通じて農業者への周知、理解に努めていく。

#### 栽培指導方針

栽培暦を遵守する。

栽培暦を遵守することがおいしい米、安全・安心な米の生産につながる。

生産履歴を記帳する。

安全、安心な米づくりを消費者にPRしていくためにも生産履歴を記帳する。

作付品種を奨励品種に統一する。

作付品種を統一して集団化を図り産地としてのロットを確保する。併せて作業の効率化を図る。

生産数量目標を遵守する。

需要と供給のバランスを守り価格を維持する。

登録検査機関での検査を実施する。

JAS法の規定により産地、年産、品種を表示するには登録検査機関での検査が必要であることを米の販売者に周知する。

種子更新を100%実施する。

JAS法に鑑み、品種の表示の面からも毎年種子を更新していく。

さらに売れる米づくり等に関して以下の事項に取り組んでいく。

- (1) 食味を重視した米作りを進める。
- (2) 土壌診断の実施による地力を把握し、土壌改良剤の施用とたい肥の認識を高め、たい肥を利用した土作りを推進する。
- (3) 無人ヘリコプターによるカメムシ等の共同防除を行う。さらに今後は、実施面積を拡大していく。
- (4) 売れる米づくりのための付加価値として減農薬栽培も推進する。作業時間が短縮できる乾

田直播技術を推進し、作付け規模の拡大を図る。

(5) 平成17年度に導入した不耕起V溝直播機を今後も積極的に活用するとともに担い手農家へ利用集積を進め、規模拡大を図っていく。

今後は、担い手農家へ水田利用集積を図ることができるように次の事項を検討していく。

(1) 貸し手、借り手の借地水田管理上のルール作りを検討する。

(2) 水田所有者の意向調査を実施し、担い手農家へ水田の利用集積のPRを図る。

(3) 担い手農家、その他農業者間の水田利用調整を図る。

また、一方では米の生産調整を推進する手法としての加工用米による生産・出荷を同時に進めていく。

販売先は、農協系統を基本とするが今後は生協への販売、A コープやグリーンセンターなどの愛知東農協管内、農業協同組合間での販売に取り組む。また地産地消を図る観点から学校給食への提供や病院など公共施設への地元産米を使うことを推進するとともに地元産米の需要拡大を推進するために新城市等が主催するイベントにおいて地元産米のPRを図る。

## 2 小麦（新城地域）

現在、富岡地区で担い手農家による小麦(農林61号)の作付けが行なわれている。愛知県産の小麦は、作付面積の拡大により品質面での問題が生じ実需者とのミスマッチが見受けられる。今後は、高品質でロットの大きいものを安定して求められる。小麦については収穫時期が梅雨と重なるために品質が低下する傾向があるので適期収穫に努めるとともに関係機関の定期的な現地の見回り、指導のもとに平成15年度まで行われた水田農業経営確立対策での栽培技術を徹底し、品質の向上に努める。

近年赤かび病の発生が見受けられるが、食の安全性の高まりからも防除を徹底する。

担い手農家への労働力軽減を図るために、機械整備の支援を検討していく。

販売先は、経済連とする。

なお、今後の担い手農家の小麦作付面積の拡大については、平成19年度(産)から新たに始まる品目横断的経営所得安定対策の内容を踏まえ、今後検討していく。

## 3 飼料作物（全地域）

飼料作物については、ソルガム、イタリアンなどが主に生産されている。新城地域においては、牛飼養農家数も多く、転作作物として飼料作物は有効な手段である。今後も飼料作物の自給率の向上を図る観点からも転作作物として飼料作物を推進していく。

また、近年輸入稲わらが問題となるケースも見受けられるので、国産の安全な稲わら利用を推進していく。

近年、稲発酵粗飼料用稲は市内でも作付されているが、飼料作物の作付けの困難な水田においても作付けができ、稲作と同様な技術で栽培ができることから水稻に替わる転作作物として取り組み、今後、作付面積の拡大を図っていく。

平成15年に立ち上げたコントラクター(飼料生産組織)を育成拡充していく。その作業の効率化を図る上でも、品質の良い飼料作物をつくるためにも団地化は必要であり、水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)及び耕畜連携水田活用対策等の助成制度を活用しながら推進をしていく。現在、担い手農家と飼料作物の作業委託での転作の取り組みを進めているがその中で土地利用の調整を行い作物の団地化できるように働きかけをしていく。また今後は、ブロックローテ

ーションを確立させるためにも対象集落を決めて働きかけをしていくとともに自己保全管理地など不作付けの水田へ飼料作物を作付けしていく。そして平成15年度に導入したコンビネーションペラー、自走式ラッピングマシンを有効に活用していく。

生産した飼料作物については、市内へ供給できる体制を畜産農家とともに構築していく。

さらに畜産農家から排出される堆肥と耕種農家の飼料作物の交換を通して環境に配慮した農業を展開するためにも、耕種農家と畜産農家の堆肥と飼料作物の交換による資源循環の取り組みも進めて行く。

#### 4 里芋（新城・鳳来地域）

現在、八名丸里芋については、平成15年に「八名丸くん」として商標登録され、販売に差別化を図っている。

消費者の需要が高いため、今後一層生産量を増やしていく必要がある。そのため、水田農業構造改革交付金(産地づくり対策と新需給調整システム定着交付金)を活用して八名丸里芋の産地化を進めていく。

平成16年度に導入した里芋掘取機及び里芋の選果場を有効に活用し、作業の効率化を図る。

また、愛知東農協において農家手取りを保証した買取価格制度を導入して農家手取りの確保を図っている。適用には、農協の示す作付・栽培基準(栽培暦の遵守、栽培履歴の記載など)、収穫・出荷基準(全量出荷など)を作成し、遵守を条件とする。今後も、同制度を活用し、生産量の増加を図る。

今後も八名丸里芋を新城市の特産物として積極的に推進していく。また、販売先については大手スーパーなどの大規模店への販売を重視するが、グリーンセンターなどの新城地域内での産直所でも販売していく。

#### 5 大豆（作手地域）

作手産大豆は、食味は良いものの外観品質にばらつきがあるため、現状では産地としての評価を得ることができない。また、立地条件上、湿害あるいは鳥獣被害等により単収は極めて低く、安定供給に至らないのが現状である。しかし、大豆は本地域の加工品の主力である味噌・豆腐には欠かせない作目であるため、今後は次の事項に重点を置き、単収の向上と均質化を図り、地産地消を基本として地域内で消費される必要量だけを確認し、高品質な大豆生産を行う。

- (1) 団地化により、生産効率の向上と鳥獣被害防止対策の徹底に努める。
- (2) 湿害対策として、乾田化(畦畔除去、暗きよ・暗きよ排水)を推進する。
- (3) 適期防除により農薬使用量を抑制し、安全・安心な生産に努める。
- (4) 生産履歴の記帳により、消費者に対しての「安全・安心・信頼」に努める。
- (5) 土壌診断に基づいた、適切な土壌改良と施肥による「土づくり運動」を行なう。

#### 6 そば（作手地域）

大豆の連作障害を回避するため、大豆との輪作体系を確立するとともに、実質的に水稲を作付けることが不可能な水田や遊休農地を有効に活用し、地産地消を基本として、将来的に「つくで手作り村」への安定供給を目指すほか、そばは景観形成作物としての一役を担うということも念頭に置き、栽培技術や品質・収量の向上を図ります。

- (1) 団地化により、生産効率や景観性の向上と鳥獣被害防止対策の徹底に努める。

- (2) 生産履歴の記帳により、消費者に対しての「安全・安心・信頼」に努める。
- (3) そば打ち技術者の育成など、地産地消の体制づくりに取り組む。
- (4) 土壌診断に基づいた、適切な土壌改良と施肥による「土づくり運動」を行なう。

## 7 トマト（作手地域）

本地域の夏季冷涼な気候を活かしたトマトは、減農薬・減化学肥料栽培の高品質なトマトであり、地域の基幹作物となっているが、生産者の高齢化や後継者不足により生産規模の縮小が懸念されている。今後も、産地として維持・拡大するとともに、農地の荒廃を防ぎ優良農地の適正な管理をしていくため、新規就農者へ推進するとともに、栽培技術の向上、作業の省力化等により規模拡大を図り、更なる産地化を目指す。

- (1) 養液土耕栽培技術を普及し、施肥・灌水作業の合理化・省力化によるコスト低減や品質・収量の安定・向上を図る。
- (2) 土壌診断に基づいた、適切な土壌改良と施肥による「土づくり運動」を行なう。
- (3) 生産履歴の記帳により、消費者に対しての「安全・安心・信頼」に努める。
- (4) 消費者ニーズの多様化に応じた品種の導入や、販売体系の見直しによる有利販売を目指す。
- (5) 新規就農者の受け入れ体制の見直しを行い、生産者の確保に努める。

## 8 小菊（新城・作手）

当地域では、近年猿や猪などの農作物の被害が目立っている。小菊については鳥獣害の影響を受けにくい作物であり、販売先も農協においては盆需要を見越した経済連との契約栽培を実施して確保している。今後は小菊を新たな転作作物として位置付けて推進していく。

## 9 イチジク（新城）

イチジクについては、平成15年までの水田農業経営確立対策においても市の転作奨励作物として推進してきた。愛知東農協ではイチジク研究会があり、初めての人でも安心して栽培することができるような技術支援体制が整っている。さらに販売面においても共販体制が整備されている。これからもこの研究会を活用し、転作作物として新規作付け農家を誘導していき、作付面積の拡大を図る。

## 10 ナス（新城・鳳来）

ナスについては新城地域でも身近に作られているが、販売量に比べ生産量がまだ不足している状況にある。今後は転作作物として積極的に推進していく。更に今後は土地にあった品種、消費者ニーズに応える品種を選定するとともに品質の向上を図り共販体制の強化を推進する。

## 11 いちご（新城）

イチゴにおいては、土地集約型農業としての施設栽培が始まり、国の経営構造対策事業によりイチゴのハウス、高設ベンチが導入されている。今後も作業の効率化を図り、品質の向上、生産量の拡大に努めていく

## 12 黒大豆（鳳来）

大豆（枝豆）については、健康食として注目を集めている黒大豆を作付し、直売所施設を始め

農協関係施設を活用して販売する。また、鳳来の黒大豆としてのブランド化を図るため、品種の統一と黒大豆栽培暦による生産・管理を徹底すると共に、黒大豆アイス等の加工品を含め付加価値化の推進及び販路拡大を目指す。

また、黒大豆枝豆についても同様に付加価値化の推進及び産直施設を中心に消費者ニーズを的確につかみ販路拡大に努める。

### 1 3 景観形成作物（新城・作手）

近年の生産調整規模の拡大とともに、農業従事者の高齢化も進み、そのため自己保全管理等の不作付農地が増加する一方、農地の環境保全が重要視されている。また、「つくで手作り村」や地域内の城跡を結ぶ「歴史の小径」の整備などにより、地域へ訪れる観光客も年々増えている現状から、農村風景の維持や景観づくりに対する意識は特に高めていかなければならない。

旧作手村で進行していた、「第5次作手村総合計画～地域発夢おこし宣言～」においては、アジサイの村づくりと合わせて、四季を通じて花を楽しむことのできる「花回廊構想」が掲げられていた。農業部門においても、この「花回廊構想」の一環として、耕作放棄地の防止・解消はもとより、農地の有効利用を通じ、地域住民・都市住民の憩いの場や交流の場としての活用を推進する。

これらを推進していくために、以下のことを実施する。

- (1) 団地化や散策路周辺への作付けの推進。
- (2) 共同管理・運営を行うための組織の育成。
- (3) 観光農園的な取り組みを目指すとともに、種の摘み取り販売や直売所での販売等を試み、収益性のある取り組みを行なう。
- (4) レンゲ、コスモス、ヒマワリ、アジサイ、ハナショウブの作付け拡大の推進。

### 1 4 その他の作物

上記以外の作物については、市場での販売状況を調査して販路を確保した上で将来の産地化を目指し、生産を推進する。

また、生産量が少量のものについては、グリーンセンターやAコープなどの産直所での販売を勧める。

野菜などが作付けできない区域においては、レンゲなどの地力増進作物、またはコスモスなどの景観形成作物などを作付する。さらに集落の合意を得ながら集団化、団地化をしていく。

今後も水田の荒廃を防ぎ、周辺農地に影響を及ぼさないように水田の適切な管理に努めるように推進していく。

## 第3 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

### 1 担い手の明確化

- (1) 水田面積4 ha以上を経営している認定農業者(利用権等設定されている者も含む)
- (2) 水田面積4 ha以上を経営している農業者(利用権等設定されている者も含む)
- (3) 水稲と他作物または畜産を組み合わせ積極的な経営を行い、かつ経営規模の拡大を図ろうとする認定農業者
- (4) 飼料生産組織(コントラクター)

(5) 1 ha 以上飼料作物生産を受託する農業者

## 2 今後担い手として位置付けるための要件

(1) 水田経営規模拡大に対して意欲のある者

(2) 集落等の合意形成の中で明確化され、育成すべき者として推薦のあった者

担い手農家として位置付けた者については、認定農業者へ移行を勧め、各種メリット策が受けられるように推進を図る。

(注) 担い手農家の基本となる水田面積の要件は、担い手経営安定対策の知事特認で面積が認められる地域については、特認面積を適用する。

なお、担い手として位置付けるものは、22ページのリストのとおりとする。

## 3 育成の方法

(1) 米政策改革推進対策（産地づくり対策）において担い手農家に対しては上乗せして助成を行う。

(2) 米の生産目標数量の配分において担い手農家に対しては5%上乗せ配分を行う。

(3) 各種補助事業を活用し、優先的に支援する。

(4) 転作作物に対する栽培技術を支援する。

(5) 関係機関とともに経営改善指導を実施する。

(6) 他地区の優良事例について情報収集し検討する。

## 4 担い手への土地利用集積の目標及び担い手の数 (単位 ha、%、人)

区 分	現在(18年度)	21年度	22年度
水田利用権等設定面積	210	388	449
水田面積	1,843	1,731	1,671
集 積 率	11	22	27
人 数	59	61	68

(注)水田利用権設定等面積は、作業受託面積も含む。

## 5 担い手がいない集落の対応策

(1) 今後、集落内での作業受委託組織が構築できるように検討していく。

平成16年度よりモデル集落を設定して集落営農の形態について検討を行っているが、平成19年度以降も引き続き検討していくとともに、他先進地区の事例収集を行っている。

(2) 農協の受託営農部会へ作業を依頼することも視野に入れる。

(3) 他の地区の担い手農家へ利用権設定をすることを検討する。

市、農協、関係機関等が集落内での合意形成、担い手の育成が図れるように積極的に話し



合いに参加する。

#### 第4 農作物の販売戦略

中山間地域に位置する本地域のように、立地条件上、規模拡大にも限界があり、大規模経営により生産コストを抑え高収益を上げることが困難な地域は、農業で生き残っていくためには、地域独自の特色ある販売方法の確立が必要である。

今、消費者・実需者は、安全・安心な農産物を求めている。よって、これからは消費者・実需者が要望するもの以外は売れなくなる。消費者・実需者の信頼を得、より安全・安心な農産物を提供するためには、「栽培基準に基づいた栽培」、「記帳による栽培履歴の明確化」などといった取り組みを行い、品質の均一化を図る必要がある。以上のことから、作手地域においては以下の点に重点を置き、販売力強化を目指していく。

- 1 農業者団体は、消費者団体や実需者との連携を強化し、農産物・産地に対して何を求めているかといった情報を的確に把握し、責任を持って農業者へ情報提供する。
- 2 農業者はその情報をもとに、消費者・実需者が求める農産物を生産する。
- 3 農業者団体を主体として、「作手地域農産物認証制度（仮称）」を創設し、農作物ごとに適正な栽培基準を設け、品質の均一化を図る。
- 4 基準をクリアした農産物には、認証マーク（仮）を交付するなどして、他農産物との差別化を図り、消費者が安全・安心な農産物を購入する際の目安とする。
- 5 その審査を行う組織として、生産者、消費者団体、実需者を主体に構成する「作手地域農産物認証協議会（仮称）」を設立し、安全・安心・信頼ある生産・販売体制づくりに努める。
- 6 行政は、その目標達成に向け、的確な支援を行なう。

地域水田農業ビジョン実現のための手段

第1 水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)の活用方法

1 水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)の交付要件

- (1) 集荷円滑化対策に拠出したものに限る。
- (2) 水稻生産出荷計画書の作成、提出した者であること。
- (3) 生産調整実施者であること。

2 新城市地域水田農業推進協議会が用途・助成水準を決める部分

交付予定単価(10a・俵)当たり 円)

(1) 基本部分

助成種別	作物名等	単 価
転作作物(奨励作物)作付助成	小麦	8,500円
	飼料作物・大豆・そば	10,000円
	里芋	4,000円
転作作物(地力増進作物)作付助成	レンゲ等	6,000円
転作作物(景観形成作物)作付助成	コスモス等	4,000円
米(加工用米)助成	加工用米	800円

(2) 加算部分

助成種別	作物名等	単 価
転作作物(団地化)作付助成	飼料作物・大豆・そば	30,000円
	地力増進作物	16,000円
転作作物(担い手)作付助成	小麦・飼料作物	35,000円
転作作物(水田高度利用)作付助成	小麦	7,700円
農地流動化(土地利用集積)助成	利用権等設定	3,000円
作業受委託(土地利用集積)助成	飼料作物・大豆・そば	20,000円

(3) その他の助成

1. 米等農産物の消費拡大・販売促進活動に対する助成

ビジョンに掲げられた作物、又はその作物を活用した加工品の消費拡大及び販売促進対象に係る助成とし、その内容は以下のものとする。

- (1) イベントでの米飯・加工品等の試食等に要する経費
- (2) 販売促進のための広報活動等経費
- (3) 農業関係団体や農産物加工組織等に対し、上限200,000円を交付する。  
(個別農家への助成に該当しないこと)

## 2. 作業受委託助成（作業委託に対する助成）

担い手への作業の集積を助長するため、『新城市地域水田農業ビジョン担い手リスト』に掲載されている農業者又は「(財)農林業公社しんしろ」へ作業委託をしたほ場を対象に、その作業内容に応じて、作業委託者に対し助成を行う。

### 委託奨励金額

作業内容	奨励金額	10a未満のほ場の追加額
耕起（ロータリー）	4,000円/10a	500円/1枚
代掻き	4,500円/10a	500円/1枚
田植	5,000円/10a	500円/1枚
刈取（コンバイン）	9,500円/10a	1,500円/1枚

米以外の作物については作業委託料の1/2（資材費、税は除く）を奨励金額とする。

### (注意点)

- (1) 交付要件については、別途作成する産地づくり計画書において定める。
- (2) 加算部分の転作作物（団地化）作付助成、転作作物（担い手）作付助成の両方の要件を満たす場合はどちらか一方を助成の対象とする。交付単価については現時点の予定であり、平成18年度の生産調整実施規模面積の結果で交付単価を変更できるものとする。
- (3) 交付単価については現時点の予定であり、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会から交付される交付金の範囲内で交付するものとし、交付額によっては農業者へ交付する単価を変更できるものとする。
- (4) 少数点以下の端数が発生した場合、少数点以下を切り捨てて交付する。

## 3 愛知県水田農業構造改革事業推進協議会が作成する新需給調整システム定着交付金の活用計画から新城市地域水田農業推進協議会が選択する部分

### (1) 選択内容

#### ア. 地域振興作物の振興に対する助成

以下の作物を選択する

「里芋」

#### イ. その他意欲的な生産調整の取り組みに対する助成

以下のものに係る取組を選択する。

「加工用米の生産・出荷」

### (2) 助成水準

#### ア. 地域振興作物の振興に対する助成

10a当たり 12,000円以内とする。

#### イ. その他意欲的な生産調整の取り組みに対する助成

玄米60kg当たり 1,000円以内とする。

(注)助成水準については愛知県水田農業構造改革事業推進協議会が決定する。

## 第2 その他の事業の活用

### 1 稲作構造改革促進交付金

生産調整実施者でかつ集荷円滑化対策に係る抛出を行っている農業者（担い手以外の者）を対象に、米の価格下落等の影響を緩和するための支援策として推進する。

なお、稲作構造改革促進交付金配分額のうち、担い手集積加部分については産地づくり交付金に融通するものとする。

### 2 品目横断的経営安定対策

米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい担い手を対象に、対象品目ごとの基準期間の平均収入（標準的収入）と当該年の収入の差額を合算・相殺し、減収額の9割について、生産者と国による抛出の範囲内での補てんを行なうもの。

### 3 耕畜連携水田活用対策

耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物生産を支援するため、認定農業者や一定の要件を満たす作業受託組織を対象に、団地化による飼料生産、稲発酵粗飼料の生産、資源循環、放牧の取組に対して支援するものである。また、地域における水田飼料作物生産・利用に係る調整活動、排水条件の改良等簡易な基盤整備、放牧牛や飼料生産収穫用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組に係る経費についても助成する。

同対策に取り組むために関係農家との作物の調整、供給先の畜産農家の連携を図っていく。

### 4 集荷円滑化対策

水田農業構造改革交付金（産地づくり対策・新需給調整システム定着交付金、稲作構造改革促進交付金）、耕畜連携水田活用対策、品目横断的経営安定対策のメリット措置を受けようとする農業者については、同対策に係る抛出を行っていることが要件となるため加入を推進する。

さらに作況指数が100を超えた場合には過剰米の処理状況によっては翌年の生産数量にも影響が出るので集荷団体である農協とともに生産者に対して同対策へ加入を推進し適切な過剰米の処理に努める。

### 5 市の生産調整に対する単独事業

#### （1）新加工用米安定供給対策推進費補助金

生産調整に協力した生産者に対して食用米との価格差を補助

加工用米60kg当たり 1,200円以内

#### （2）水田景観作物等作付奨励対策補助金

農業者が行う景観形成作物、地力増進作物の作付けに対して水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の上乗せ補助

景観形成作物・地力増進作物 1,900円/10a以内

#### （3）水田農業推進協議会補助金

地域の特色ある水田農業の展開と経営の安定化を図る。

ア．畑地化推進（転作ほ場に限り）

(ア) 畦畔除去 20 a以上 800円/m

(イ) 暗渠排水 20 a以上 400円/m

イ. 耕畜連携及び土づくりの支援

(ア) 堆肥散布に係る経費への助成

(イ) 散布料の1/2

6 中山間地域等直接支払制度交付金

中山間地域等直接支払制度との連携を図り、水田としての機能の維持を図るとともに、集落組織を支援していく。

7 農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金

認定農業者への資金の貸し付けに対する利子補給を進め、認定農業者の農業機械施設の整備を図る

8 山間地営農等振興事業(県事業)

山間地営農等振興事業(県事業)を活用し、転作作物等の作業機械整備の支援を行う。

9 農地・水・環境保全向上対策

農地・水・環境保全向上対策との連携を図り、農業・農村の基盤を支えていく。

10 畜産基盤再編総合整備事業

本事業との連携を図ることにより、飼料自給率の向上を図る。

担い手として位置付ける農業者リスト

《リストは省略》